

四日市市告示第 172 号

四日市市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 3 年 3 月 30 日

四日市市長 森 智広

四日市市移住支援金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市移住支援金交付要綱（令和 2 年四日市市告示第 210 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 四日市市は、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、四日市市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う四日市市移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から四日市市に移住した者が、<u>移住支援金の支給要件を満たした場合</u>に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。</p> <p>当該移住支援金の交付については、三重県移住・就業マッチング支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）及び四日市市補助金等交付規則（昭和 57 年四日市市規則第 11 号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 四日市市は、三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び四日市市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、四日市市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、三重県と共同して行う四日市市移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から四日市市に移住した者が、<u>マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合</u>に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。</p> <p>当該移住支援金の交付については、三重県移住・就業マッチング支援事業の実施要領（以下、県実施要領という。）及び四日市市補助金等交付規則（昭和 57 年四日市市規則第 11 号）に定めるところによるほか、この要綱に定めるところによるものとする。</p>

(対象者要件)

第3条 次の(1)の要件を満たし、かつ(3)、(4)のいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(2)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)及び(イ) (略)

(ウ) ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(対象者要件)

第3条 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(3)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア)及び(イ) (略)

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が四日市市内に所在すること。

イ 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づ

(2) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

アからオまで（略）

(3) 就職に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が四日市市内に所在すること。

(イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

(ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続

して就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(3) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

アからオまで（略）

- して3か月以上在職していること。
- (オ) 記求人への応募日が、マッチング
サイトに上記(イ)の求人が移住支援
金の対象として掲載された日以降で
あること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の申請
ら5年以上、継続して勤務する意思
を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による
勤務地の変更ではなく、新規の雇用
であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導
的人材マッチング事業を利用して就業
した者は、次に掲げる事項の全てに該
当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在
すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基
づいて就業し、申請時において連続
して3か月以上在職していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金
の申請日から5年以上、継続して勤
務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による
勤務地の変更ではなく、新規の雇用
であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個
別プロジェクトへの参加等、離職する
ことが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当するこ

と。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、
自己の意思により移住した場合であ
って、移住先を生活の本拠とし、移
住元での業務を引き続き行うこと。

イ 地方創生テレワーク交付金を活用し
た取組の中で、所属先企業等から当該
移住者に資金提供されていないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、申請書
(第1号様式) に加え、第3条(1)及び
2人以上の世帯の場合にあっては(2)の
要件を満たし、かつ(3)、(4)のいずれ
かの要件に該当することを証する書類
(第2号様式)等を市長に提出しなけれ
ばならない。

(返還請求)

第10条 市長は、移住支援金の交付を
受けた者が次の区分に応じて掲げる要
件に該当する場合、移住支援金の全額
又は半額の返還を請求する。ただし、
雇用企業の倒産、災害、病気等のやむ
を得ない事情があるものとして三重県
及び四日市市が認めた場合はこの限り
ではない。

(1) 全額の返還

ア及びイ (略)

ウ 第3条(3)における移住支援金(就
職に関する要件の場合)において、

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、申請書
(第1号様式)、移住先の就業先の就
業証明書(第2号様式)及び本人確認
書類に加え、第3条(1)の要件を満た
し、かつ(2)の要件に該当し、世帯の
申請をする場合にあっては(3)の要件
を満たすことを証する書類を市長に提
出しなければならない。

(返還請求)

第10条 市長は、移住支援金の交付を
受けた者が次の区分に応じて掲げる要
件に該当する場合、移住支援金の全額
又は半額の返還を請求する。ただし、
雇用企業の倒産、災害、病気等のやむ
を得ない事情があるものとして三重県
及び四日市市が認めた場合はこの限り
ではない。

(1) 全額の返還

ア及びイ (略)

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に
移住支援金の要件を満たす職を辞し

<p>移住支援金の申請日から1年以内に 移住支援金の要件を満たす職を辞し た場合 (2) (略)</p>	<p>た場合 (2) (略)</p>
--	-----------------------------

第1号様式から第3号様式までを次のように改める。

移住支援金交付申請書

【四日市市移住支援金交付要綱】に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
-------	--	----	--	----	--------------------------------	---

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙1「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙2「三重県移住支援事業に係る個人情報取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものについて		A. 申請者、世帯員とも該当しない		B. 申請者又は世帯員に該当するものがある
申請日から5年以上継続して、四日市市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就職に関する要件の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して就業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
(就職に関する要件の「一般」の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークに関する要件の場合のみ記載) 市町への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

(裏面につづく)

5 東京23区への在勤履歴(東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載)

※住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地
～	〒	
～	〒	
～	〒	
～	〒	
～	〒	
～	〒	

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 移住後の生活状況(テレワークに関する要件の場合のみ記載)

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

7 移住支援金交付申請額(※申請する金額を記入してください)

金 円

8 添付書類(※下記の書類を添付してください。提出前にチェックしてください。)

- ①移住支援金の交付申請に関する誓約事項 (様式1別紙1)
- ②身分証明書 (提示により本人確認ができる書類)
- ③住民票を移す直前10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上在住の証明書類 (戸籍の附票の写し、移住元の住民票の除票の写し等。)
 ※世帯の場合は、移住元 (転入前) において同一世帯であったことが確認できること
- ④移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- ⑤住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上及び直前連続1年以上就労の証明書類 (※以下の書類)
 - 【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】
 - ⑤-1 移住元で就業していた企業等の退職証明書等
 - ⑤-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類 (離職票等)
 - 【法人経営者又は個人事業主であった者】
 - ⑤-3 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類
 - ⑤-4 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類
 - 【東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職していた者】
 - ⑤-5 卒業証明書等 (在学期間や卒業校を確認できる書類)
 - ⑤-1, -2 もしくは、⑤-3, -4 の書類
 - ⑥【就職に関する要件の場合】 就業先が交付した就業証明書 (様式2-1)
 - ⑦【テレワークに関する要件の場合】 就業先が交付した就業証明書 (様式2-2)

【県・市町村確認欄】 ※記入しないこと

管理コード (三重県及び市町使用欄)	
--------------------	--

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 四日市市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、三重県及び四日市市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、四日市市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）
： **全額**
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に四日市市以外の市区町村に転出した場合
： **全額**
 - (3) 当該事業（就職に関する要件の場合）において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合： **全額**
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に四日市市以外の市区町村に転出した場合： **半額**

四日市市移住支援事業に係る個人情報の取扱い

四日市市移住支援事業の実施に際して、四日市市が得た個人情報について三重県に提供する場合があります。

三重県及び四日市市は、四日市市移住支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により申請者等の情報を確認することがあります。

四日市市移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、三重県及び四日市市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

三重県及び四日市市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

三重県及び四日市市は、申請者及びその世帯員が暴力団等に関するものであるかを確認するため、移住支援金の申請日から5年間、申請者及びすべての世帯員の氏名、生年月日を三重県警察本部に確認します。

四日市市長 あて

所在地
 事業者名
 代表者名
 電話番号
 担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合のみ	3親等以内の親族に該当しない
マッチングサイト 求人管理番号 ※マッチングサイト 掲載求人の場合のみ	
※プロフェッショナル 人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <hr/> <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

四日市市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三重県及び四日市市の求めに応じて、三重県及び四日市市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

四日市市長 あて

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書(移住支援金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	〒
勤務者住所 (移住後)	〒
勤務先部署の 所在地	〒
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

四日市市移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、三重県及び四日市市の求めに応じて、三重県及び四日市市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

様

四日市市長

移住支援金交付決定通知書

四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

○振込予定日 令和 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 四日市市は、四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：**全額**
（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）
- ・申請日から3年未満に四日市市以外の市区町村に転出した場合：**全額**
- ・当該事業（就職に関する要件の場合）において、申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：**全額**
- ・申請日から3年以上5年以内に四日市市以外の市区町村に転出した場合：**半額**

2 四日市市は、四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、四日市市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

（裏面あります。）

第3号様式（第5条第1項関係）

3 【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・この通知書は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金の返還を請求された場合は【フラット35】地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・移住支援金を受領した方に対する【フラット35】地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取り扱金融機関への申込が必要となります。

管理コード	
-------	--

第5号様式及び第6号様式を次のように改める。

年 月 日

様

四日市市長

移住支援金交付決定通知書（再交付）

四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 円

○振込予定日 令和 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

- 1 四日市市は、四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：**全額**
（移住後、申請者又は世帯員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものであることが判明した場合を含む。）
 - ・申請日から3年未満に四日市市以外の市区町村に転出した場合：**全額**
 - ・当該事業（就職に関する要件の場合）において、申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：**全額**
 - ・申請日から3年以上5年以内に四日市市以外の市区町村に転出した場合：**半額**
- 2 四日市市は、四日市市移住支援金交付要綱の規定に基づき、四日市市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

（裏面あります。）

3 【フラット 35】 地方移住支援型の金利引下げの適用について

- ・ この通知書は【フラット 35】 地方移住支援型の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金の返還を請求された場合は【フラット 35】 地方移住支援型の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金を受領した方に対する【フラット 35】 地方移住支援型の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内取扱金融機関への申込が必要となります。

管理コード	
-------	--

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(シティプロモーション部 観光交流課)